

板橋区観光大使設置要綱

(設置)

第1条 板橋区(以下「区」という。)の歴史、文化、自然環境などの特性を活かした魅力及び観光情報を広く国内外に発信し、区の観光振興及び都市ブランドの向上を図るため、観光大使(以下「大使」という。)を置く。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 区の観光振興
- (2) 区の観光振興を通じたシティプロモーション活動
- (3) 区が実施する各種行事への協力
- (4) 区に有益な情報の収集及び提供並びに助言

(任期)

第3条 大使の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱等)

第4条 板橋区長(以下「区長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体のうちから適当と認めるものを大使に委嘱する。

- (1) 区の出身者又は区にゆかりのあるもの
- (2) 全国的に活躍し、多くの人から親しまれているもの
- (3) 前各号に掲げるほか、区の発展に寄与するもの

2 区長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 大使から辞退の申出があったとき。
- (2) 大使としての適格性に欠けたとき。

(報酬等)

第5条 大使に対して、報酬その他費用は支給しない。ただし、区長が必要と認めた場合は、第2条に定める活動に対して、予算の範囲内において謝礼金を給付することができる。

2 区長は、大使の活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 区が作成する広報紙及びパンフレットなど
- (3) その他大使の活動に関し必要と認めるもの

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、産業経済部くらしと観光課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。